

(平成24年6月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成7年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月30日から同年7月1日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

最後に支給された給与の明細書はもらった記憶が無いが、給与支給明細書及び退職証明書を所持しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が所持するA事業所が発行した退職証明書及び申立人が氏名を記憶している元同僚の証言から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持する平成7年分給与所得の源泉徴収票の摘要欄には、「A事業所 H7.6.30退職 社会保険料 20万2,589円」と記載されている上、A事業所は、申立期間当時の保険料の控除方法について、「その月の給与から、前月分の保険料を控除していた。」と回答しているところ、申立人が所持する7年1月分から同年6月分までの給与支給明細書、同年3月分及び同年6月分の賞与支給明細書のそれぞれの社会保険料の合計額は17万4,999円であり、源泉徴収票に記載されている社会保険料20万2,589円との差額2万7,590円は、申立人の同年6月分給与支給明細書の健康保険料9,020円及び厚生年金保険料1万8,150円の合計額2万7,170円とほぼ一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る平成7年5月のオンライン記録から22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「本来、資格喪失日を平成7年7月1日として届け出るべきところを同年6月30日と誤って届出を行った。申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していない。」と認めている上、A事業所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の資格喪失日は平成7年6月30日となっていることが確認できることから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年6月の保険料についての納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が当時の給与支給額よりも低額であることが分かった。
申立期間当時は、固定給だけでも 10 万円以上は支給されていたと記憶しているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A社の申立期間当時の元事業主は、「資料が無いため、詳しい事情は分からない。」と回答しており、同社解散時の元事業主は、「資料が無いため、申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額については不明である。」と回答している上、申立人は、申立期間の給与明細書等を所持していないことから、申立人の主張する給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録から、申立期間中にA社において厚生年金保険に加入していたことが確認でき、同社のB事業部社員だったとする元従業員3人は、「固定給はA社から、歩合給はC社から支給されていた。」と証言している上、上記元従業員のうちの1人は、「会社から、社会保険事務所（当時）へは、固定給のみを届け出るとの説明があった。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、上記元従業員3人のうちの1人の標準報酬月額は、昭和61年10月1日の定時決定及び62年10月1日の定時決定において7万6,000円となっていることが確認できる上、ほかの1人の標準報酬月額は、61年12月1日の随時改定及び62年10月1日の定時決定において7万6,000円となっていることが確認できる。

加えて、オンライン記録から、申立期間中にA社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる被保険者43人のうち、上記2人を含む9人の標準報酬月額は、昭和61年10月1日定時決定又は随時改定、同年12月1日随時改定により、前年よりも低額となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月 1 日から 26 年 5 月 1 日まで
A 事業所に勤務した期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

ほぼ同時期に入社した元同僚には厚生年金保険加入記録があるのに、私の加入記録が無いのは納得がいかない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所にほぼ同時期に入社したと記憶している元同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していた可能性も否定できない。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、同社は昭和 28 年 2 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社は既に解散している上、元事業主は所在が不明のため、照会することができないことから、申立人の申立期間当時における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、上記元同僚のA社における厚生年金保険被保険者期間は、申立期間後の昭和 28 年 3 月 25 日から同年 9 月 25 日までであることが同社の被保険者名簿から確認できる上、申立人は、当該期間において申立事業所以外の事業所で厚生年金保険に加入していることがオンライン記録から確認できる。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
A社に勤務した期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

ほぼ同時期に入社した元同僚には厚生年金保険加入記録があるのに、私の加入記録が無いのは納得がいかない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を記憶している元同僚二人の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していた可能性も否定できない。

しかしながら、オンライン記録から、A社は昭和 29 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社は既に解散している上、元事業主は所在が不明のため、照会することができないことから、申立人の申立期間当時における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、申立人は、上記元同僚二人のうち一人には被保険者記録があると述べているが、当該元同僚のA社における厚生年金保険被保険者期間は、申立期間後の昭和 30 年 2 月 1 日から 31 年 10 月 1 日までの期間であることが同社の被保険者名簿から確認できる上、申立人は、当該期間において申立事業所以外の事業所において厚生年金保険に加入していることがオンライン記録から確認できる。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。